

福県医発第 1131 号 (地)
平成 17 年 9 月 16 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



秋田県医師国民健康保険組合一部負担金等の改正について (通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、主な改正内容は下記の通りです。

記

○ 秋田県建設国民健康保険組合の一部負担金の改正

現 行		改 正 後	
70 歳以上 一定所得未満	10 分の 1	70 歳以上 一定所得未満	10 分の 1
3 歳未満及び 70 歳以上 一定所得以上	10 分の 2	3 歳未満及び 70 歳以上 一定所得以上	10 分の 2
上記以外	10 分の 2	上記以外	10 分の 3

※ 施行期日：平成 17 年 10 月 1 日

小郡三井医師会より

担当理事 友清



(公印省略)

17国援第79号-13

平成17年9月12日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

秋田県医師国民健康保険組合一部負担金等の改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、秋田県健康福祉部長寿社会課長から通知がありましたので、お知らせします。





長寿 — 2553
平成17年8月19日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

秋田県健康福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

秋田県医師国民健康保険組合一部負担金等の改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮をお願いします。



秋田県医師国民健康保険組合 規約変更新旧対照表(一部負担金割合関係)

1 改正内容

現 行	改 正 後
(一部負担金)	(一部負担金)
第10条 (略)	第10条 (略)
(1) 次号から <u>第3号</u> までに掲げる場合以外の場合 <u>10分の2</u>	(1) 次号から <u>第4号</u> までに掲げる場合以外の場合 <u>10分の3</u>
(2) <u>70歳</u> に達する日の属する月の翌月以後である 場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1	(2) <u>3歳</u> に達する日の属する月以前である場合 <u>10分の2</u>
(3) <u>70歳</u> に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2	(3) <u>70歳</u> に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の1
	(4) <u>70歳</u> に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2

2 施行年月日 平成17年10月1日